

之れ第八條第四項以下の規定ある所以なり
 公民権を有するに如何なる條件を必要とするかは第七條の定むる所にして第九條に於ては其失権及び停止の原因を掲げたり
 條例及規則 町村住民の権利義務に關する事項又は町村の事務に關し各町村の事情状態を酌量し必要な條例を各其町村に於て定むることを得而して右權利義務又は町村事務に關せずして單に營造物のみに關しては又其れに要する規則を定むることを得町村が條例又は規則を設けたるときは之を一般に了知せしむる爲め一定の式に依りて公告すべきものとす
 町村會は町村の公民より選舉したる議員を以て組織する議決の機關

五 四年以上名譽職町村吏員、町村會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セザル者
 六 其ノ他町村會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者
 前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 第三項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス
 第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 第九條 町村公民第七條第一項ニ掲ゲタル要件ノ一ヲ闕キ又ハ同項但書ニ當ルニ至リタルトキハ其ノ公民權ヲ失フ
 町村公民租稅滯納處分中ハ其ノ公民權ヲ停止ス家資分散者ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ヲ決定確定スルニ至ル迄又ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄亦同シ
 隨海軍ノ現役ニ服スル者ハ町村ノ公務ニ參與スルコトヲ得ス其ノ他ノ兵

關なり而して議員の員數は各町村人口の多寡により第十一條に従つて之を定む然れども右と異なる定數を其町村條例にて定むるは妨げなき所とす一旦定まりたる議員の定數を變更せんとするには第十一條第三項に依りて爲すべく此以外に於て増減を爲すは許す所にあらざるなり
 如何なる者を公民と云ふやは第七條の明にする所にして其條件を完全に具ふる者は總て選舉權を有す公民權停止中の者及び陸海軍の現役に服する者が選舉權を有せざるもは勿論なるも茲には特別に町村公民にあらずして而も此選舉權を有する者あるを認めたり即ち第十二條第二項及第三項の掲ぐる所となり此等の者は特に利害の關係を有す

役ニ在ル者ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ
 第三款 町村條例及町村規則
 第十條 町村ハ町村住民ノ權利義務又ハ町村ノ事務ニ關シ町村條例ヲ設ケルコトヲ得
 町村ハ町村ノ營造物ニ關シ町村條例ヲ以テ規定スルモノハ外町村規則ヲ設ケルコトヲ得
 町村條例及町村規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ
 第二章 町村會
 第一款 組織及選舉
 第十一條 町村會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人之ヲ選舉ス
 議員ノ定數左ノ如シ
 一 人口千五百未満ノ町村 八人
 二 人口千五百以上五千未満ノ町村 十二人
 三 人口五千以上一萬未満ノ町村 十八人
 町村制 町村會 七十九

ると多きが故也此場合に婦女にても法人にても選挙権を有するものなり
町村會議員選挙人は一級選挙人及二級選挙人に分つて其如何なる者を一級とし如何なる者を一級とするかは第十三條に於て詳細に規定す之れ町村議の負擔額を選舉に伴はしめんが爲めにして一級は二級より選挙人の數少きも當然なれども其各級に於て選出する議員の數は同一なり而して其各級より選出するに同級内の者に限らず二級中の人を二級議員として選出するも又二級中の者を一級にて選挙するも敢て差支えなき所なり町村税を賦課せざる所又は特別の事情の爲め右に依り級を分つと能はざる町村に於て如何にすべからば本條第六項及び第八項に明かな

四 人口二萬以上二萬未滿ノ町村 二十四人
五 人口二萬以上ノ町村 三十人
議員ノ定數ハ町村條例ヲ以テ特ニ之ヲ増減スルコトヲ得
議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非サレハ之ヲ増減セス但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十二條 町村公民ハ總テ選舉權ヲ有ス但シ公民權停止中ノ者又ハ第九條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス
帝國臣民ニシテ直接町村税ヲ納ムル者其ノ額町村公民ノ最多ク納税スル者三人中ノ一人ヨリモ多キトキハ第七條第一項ノ要件ニ當ラスト雖選舉權ヲ有ス但シ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者及第九條第二項ノ公民權停止ノ條件又ハ同條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス
法人ニ關シテモ亦前項ノ例ニ依ル
直接町村税ヲ賦課セサル町村ニ於テハ其ノ町村内ニ於テ納ムル直接國税

り
選挙は普通一の場所に於て爲すべきものなれども特別の事情あるときは第十三條に依り、選挙分會を設くることを得
町村公民は名譽職を選舉するの權利あると同時に選挙するの權利をも享有するを原則とす故に町村公民にあらざしめて特に其町村に於て利害關係を有するも多しとして第十二條第二項に依り選舉權を附與されたる者は名譽職に選舉するに能はず假令町村公民たりとも第十五條に列擧される如き者は町村に利害相反するか専心其職に忠實なるべき者なるが故に町村行政に障を容るべきものにあらざりて選挙するの權利は之を有するも選挙するの權は之を有

額ニ依り前二項ノ規定ヲ適用ス
前三項ノ直接町村税及直接國税ノ納額ハ選舉人名簿調製期日ノ屬スル會計年度ノ前年度ノ賦課額ニ依ルヘシ
第十三條 選舉人ハ分チテ二級トス
選舉人中直接町村税ノ納額最多キ者ヲ合セテ選舉人全員ノ納ムル總額ノ半ニ當ルヘキ者ヲ一級トシ其ノ他ノ選舉人ヲ二級トス但シ一級選舉人ノ數議員定數ノ二分ノ一ヨリ少キトキハ納額最多キ者議員定數ノ二分ノ一ト同數ヲ以テ一級トス
一級二級ノ間納税額兩級ニ跨ル者アルトキハ一級ニ入ルヘシ兩級ノ間ニ同額ノ納税者二人以上アルトキハ其ノ町村内ニ住所ヲ有スル年數ノ多キ者ヲ以テ一級ニ入ル住所ヲ有スル年數同シトキハ年長者ヲ以テ一級ニ依リ難キトキハ町村長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ
選舉人ハ毎級各別ニ議員定數ノ半數ヲ選舉ス
被選舉人ハ各級ニ通シテ選舉セラルルコトヲ得
直接町村税ヲ賦課セサル町村ニ於テハ第二項及第三項ノ納税額ハ選舉人

町村制 町村會

右の外私情を以て町村行政を左右するを妨がんに爲りに第十五條第四項以下に於て名譽職間に親族上の縁故ある場合の規定を設けたり然らば町村の各職とは如何なる者なりやと云ふに無給にて町村の事務を掌るべき職務を有する者を云ふ實費辨償を受くるは名譽職たるに妨げなき所なり普通名譽職たるべき者は町村長助役及び町村會議員なり然れども町村長又は助役は町村の條例を以て有給となすは差支なき所なり

町村會議員 町村は前既に述べたる法人なるが故に其意思を決定する機關と爲る可らず元來町村は其限られたる區劃内の住民の集合體なる故其住民全

- ノ町村内に於て納ムル直接國稅額ニ依ルヘシ
- 第二項第三項及前項ノ直接町村稅及直接國稅ノ納額ニ關シテハ前條第五項ノ規定ヲ適用ス
- 特別ノ事情アリテ前七項ノ例ニ依リ雖モ町村ニ於テハ町村條例ヲ以テ特別ヲ設クルコトヲ得
- 第十四條 特別ノ事情アルトキハ町村ハ郡長ノ許可ヲ得區劃ヲ定メテ選舉分會ヲ設ケルコトヲ得ニ級選舉ノ爲シニ付亦同シ
- 第十五條 選舉權ヲ有スル町村公民ハ被選舉權ヲ有ス
- 左ニ掲クル者ハ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後一月ヲ經過セサル者亦同シ
- 一 所屬府縣郡ノ官吏及有給吏員
- 二 其ノ町村ノ有給吏員
- 三 檢察官警察官吏及收稅官吏
- 四 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師
- 五 小學校教員

體の一致の意思を以て町村の意思となすは正常なる如くなれども多數人を合して總ての事務を議するは徒らに紛雜を來し事務の遲延を來すの虞れあるのみにして益なしなり又町村長等に總てを委任するも専横に陥るの危険なしとせば茲を以て一方輿論の決を採るを簡便迅速ならしめ他方に於ては町村事務を掌る者を監督せしめんが爲めに公民權者其他第十二條に依り選舉權を有する者の選舉に依りて町村會議員なる代表者を出して町村の議事機關を組織せしむるを町村會と云ふ

町村會議員の名譽職なるは前述べし所に明かなり而して以前は町村會議員の任期を六年に爲し三年毎に其半數改選を行ふものと定めしを任期四年間と

町村ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、重役及ヒ支配人ハ其ノ町村ニ於テ被選舉權ヲ有セス

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ町村會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選舉セラレタルトキハ同級ニ在リテハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ同數ナルトキ又ハ等級ヲ異ニシテ選舉セラレタルトキハ年長者ヲ當選者トス其ノ時ヲ異ニシテ選舉セラレタルトキハ後ニ選舉セラレタル者議員タルコトヲ得ス

議員ト爲リタル後前項ノ緣故ヲ生シタル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ

町村長又ハ助役ト父子兄弟タル緣故アル者ハ町村會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス

第十六條 町村會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ第一日ヨリ之ヲ起算ス

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ毎級各別ニ町

し改選期に於て全部の改選を行ふべきものと改正せり然らば従前の法律に依りて町村會議員を爲り現に其職にある者は其任期何時迄なりやと云ふに最近の改選期に於て全員其資格を失ひ以て全部の改選を爲すべきものとす故に議員となりて三年なる者あるべく六年を経過したる者もあるべし

町村會議員の定數に異動を生じたる結果議員を解任すべき場合及び新に議員を選挙するの必要を生じたる場合に如何にすべきか又右の原因に依らずして議員に缺員を生じたる場合は其缺を補ふに如何にすべきやは第十八條第四項及び第五項の明にする所にして新任議員の任期及び等級に關しては亦同條第六項及第七項に之を定む

村長抽籤シテ之ヲ定ム但シ解任ヲ要スル等級ニ屬員アルトキハ其ノ屬員ヲ以テ之ニ充ツヘシ

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ選舉セラレタル議員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員ノ任期満了ノ日迄在任ス

第十七條 町村會議員中屬員ヲ生シ其ノ屬員定數ノ三分ノ一以上ニ至リタルトキ又ハ郡長町村長若ハ町村會ニ於テ必要ト認ムルトキハ補選選舉ヲ行フヘシ

補選議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

補選議員ハ前任者ノ選舉セラレタル等級ニ於テ之ヲ選舉スヘシ

第十八條 町村長ハ選舉期日前六十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選舉人ノ資格ヲ記載セル選舉人名簿ヲ調製スヘシ

町村長ハ選舉期日前四十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ七日間毎日午前八時ヨリ午後四時迄町村役場又ハ告示シタル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ總覽ニ供スヘシ關係者ニ於テ異議アルトキハ總覽期間内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ總覽期間満了後三日以内ニ町

選舉人名簿。町村會議員を選舉する資格を有する者の人名を列記せる簿冊を選舉人名簿と云ふ此帳簿は選舉期日より六十日前の現在に於ての資格を調査して町村長之を調製すべきものとす而して選舉期日より四十日前を期として一週間或一定の場所に於て一定の時間内毎日關係者の閱覽を許すべきものとす關係者其選舉人名簿につき異議あるべき之を如何にすべきかは第十八條第二項及第三項に於て明に選舉人名簿に付きての異議に關して爲されたる決定又は裁決に對し如何なる者が其不服を主張し訴願又は行政訴訟を提起し得るか若し決定又は裁決の確定したるべきに如何にすべきか及び其效力如何にすべきかは十八條に詳細なる規定

村會ノ決定ニ付スヘシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前四項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ町村長ハ其ノ確定期日前ニ修正ヲ加フヘシ

選舉人名簿ハ選舉期日前三日ヲ以テ確定ス

確定名簿ハ第三條ノ處分アリタル場合ニ於テ府縣知事ノ指定スルモノヲ除クノ外其ノ確定シタル日ヨリ一年以内ニ於テ行フ選舉ニ之ヲ用ウ但シ名簿確定後裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ選舉ヲ終リタル後ニ於テ次ノ選舉期日前四日迄ニ之ヲ修正スヘシ

選舉人名簿ヲ修正シタルトキハ町村長ハ直チニ其要領ヲ告示スヘシ

選舉分會ヲ設ケルトキハ町村長ハ確定名簿ニ依リ分會ノ區劃毎ニ名簿ノ

を設くる所にして此人名簿に登録せられざる者は事實上に於て公民権を有するも選挙を行ふに能ざるの重大なる關係を有するが故に本條の必要あるなり
選挙人名簿は選挙期日の三日前に確定するものにして此人名簿に登録せられざる者は一切選挙に與るを得ず然れども確定人名簿を修正すべき決定書又は判決書を有する者は例外なり此例外に當る者の筆数は第十八條第十一項に依りて定む之に反し假令選挙人名簿に登録せらるゝ者も事實上無資格者なるときは選挙権を行ふを得ず選挙人名簿に關する訴訟又は訴訟によりて其候補が無効となりたるべき及び人名簿を喪失したる場合に如何にすべきか又選挙人名簿を調製したる後於て選

抄本ヲ調製スヘシ
確定名簿ニ登録セラレザル者ハ選挙ニ參與スルコトヲ得ス但シ選挙人名簿ニ登録セラレヘキ確定裁判書又は判決書ヲ所持シ選挙ノ當日選挙會場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラス
前項但書ノ選挙人ハ等級ノ標準タル直接町村税又ハ直接國税ニ依リ其ノ者ノ納額ニシテ名簿ニ登録セラレタル二級選挙人中ノ最少額ヨリ多キトキハ一級ニ於テ其ノ他ハ二級ニ於テ選挙ヲ行フヘシ但シ直接町村税又ハ直接國税ヲ以テ等級ノ標準ト爲ササル町村ニ於テハ選挙長ノ定ムル所ニ依ル
確定名簿ニ登録セラレタル者選挙権ヲ有セザルトキハ選挙ニ參與スルコトヲ得ス但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラス
第二項乃至第五項ノ場合ニ於テ決定書ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿無効ト爲リタルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ其ノ名簿ノ調製、變更、修正、確定及異議ノ決定ニ關スル期日、期限及期間ハ郡長ノ定ムル所ニ依リ名簿ノ喪失シタルトキ亦同シ

挙期日を変更したる場合に何れの候補に依るべきかは全條第十三項以下に於て明かなり
町村會議員を選挙するの手續は第十九條の定むる所にして選挙を行ふ順序は二級を先きにし一級を後に行ふ斯くするは下級の選挙人をして代表者を選ぶに充分の餘地を與へ然る後に於て其下級の選挙に當選せざる者の中より一級選挙を行はしめんが爲めなり而して町村會議員の選挙を行ふには町村長其選挙長となりて選挙に關する一切の取締を爲すべく又町村に於て相當と認むる人物を選挙人中より二人乃至四人選んで選挙立會人と爲すべし立會人は職權を受くることを得ず選挙を數個の場所に行ふときは即ち選挙分會を設けたる

選挙人名簿調製後ニ於テ選挙期日ヲ變更スルコトアルモ其ノ名簿ヲ用キ變更、修正、確定及異議ヲ決定ニ關スル期日、期限及期間ハ前選挙期日ニ依リ之ヲ算定ス
第十九條、町村長ハ選挙期日前少クとも七日間選挙會場、投票ノ日時及各級ヨリ選挙スヘキ職員數ヲ告示スヘシ選挙分會ヲ設クル場合ニ於テハ併セテ其ノ等級及區別ヲ告示スヘシ
選挙分會ノ選挙ハ本會ト同日時ニ之ヲ行フヘシ天災事變等ニ依リ同日時ニ選挙ヲ行フコト能ハサルトキハ町村長ハ其ノ選挙ヲ終ラサル選挙會場ニ選挙分會ノミニ關シ更ニ選挙會場及投票ノ日時ヲ告示シ選挙ヲ行フヘシ
選挙ヲ行フ順序ハ先ツ二級ノ選挙ヲ行ヒ次ニ一級ノ選挙ヲ行フヘシ天災事變等ニ依リ選挙ヲ行フコト能ハサルニ至リタルトキハ町村長ハ其ノ選挙ヲ終ラサル等級ノミニ關シ更ニ選挙會場及投票ノ日時ヲ告示シ選挙ヲ行フヘシ
第二十條、町村長ハ選挙長ト爲リ選挙會場ヲ閉閉シテ取締ニ任ズ

ときは町村長は吏員を以て分會長に任じ分會場にて爲す選舉に關し一切の取締を爲さしむべし此場合に於て分會に於ける立會人も町村長に於て選任すべし増員選舉と補缺選舉と合併して行ふときは第二十三條の明規する所なり

選舉會場にて選舉人其の他第二十一條第一項に掲げられたる者の入るを許さざるは言を要せずして明なり反之選舉人は當然選舉會場に入る事を得るも元來選舉なるものは選舉人の欲する人を選ばしめんが爲めに設けられたる制度なるが故に其投票に妨害ある行爲及び選舉人の意思を制限するが如きものは之を避けざる可らず茲に於て第二十一條の規定を生じたるなり

選舉を爲すには選舉人の氏名を記せずして一人一票の投票を爲すべし投票を

選舉分會ハ町村長ノ指名シタル吏員選舉分會長ト爲リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

町村長ハ選舉人中ヨリ二人乃至四人ノ選舉立會人ヲ選任スヘシ但シ選舉分會ヲ設ケタルトキハ各別ニ選舉立會人ヲ設ケヘシ

選舉立會人ハ名譽職トス

第二十一條 選舉人ニ非サル者ハ選舉會場ニ入ルコトヲ得ス但シ選舉會場ノ事務ニ從事スル者ハ選舉會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ在ラズ

選舉會場ニ於テ演說討論ヲ爲シ若ハ喧擾ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他選舉會場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ選舉長又ハ分會長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ選舉會場外ニ退出セシムヘシ

前項ノ規定ニ依リ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ選舉長又ハ分會長會場ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認ムル場合に於テ投票ヲ爲サシムルヲ妨ケス

第二十二條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

行ふ場所及時間等は第二十二條第二項及第三項の明にする所にして舊法律の連記投票と異り必ず二被選人の氏名を記して投票すべき者と改めたり若し二人以上の氏名を書きたる時は其投票は無効となる然れども又之には例外あり即ち第二十二條第五項但書の場合に依り斯の如き場合には連記投票の法に依るにあらざれば得點多き者を選ぶと云ふ選舉の趣旨を貫徹するに能はざるが故なり選舉人が自ら被選人の氏名を書すと能はざる場合には投票を爲すとを得ず之れ完全なる意思を有する選舉人の投票に代理を許さざるの主意より來る結果なり特に代人を許す場合は第二十四條に規定す而して選舉人が投票を爲すには町村長に於て一定したる投

投票ハ二人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選舉會場ニ到リ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ

投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ爲スコトヲ得

選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選人一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ但シ確定名簿ニ登錄セラレタル毎級選舉人ノ數其ノ選舉スヘキ議員數ノ三倍ヨリ少キ場合ニ於テハ連名投票ノ法ヲ用ウヘシ

自ラ被選人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

投票用紙ハ町村長ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用ウヘシ

選舉分會ニ於テ爲シタル投票ハ分會長少クとも二人ノ選舉立會人ト共ニ投票函シ之ヲ本會ニ送致スヘシ

第二十三條 増員選舉及補缺選舉ヲ同時ニ行フ場合に於テハ同一ノ選舉ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ

第二十四條 第十二條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ選舉權ヲ有スル者ハ代

票用紙を以て爲すべく投票終りたる時
きは町村長は立會人と共に開票を爲す
べきものにして若し選挙の分會を設け
たるときは投票を終りて會長立會人の
一人と共に其投票函を本會に送致すべ
し開票の上其投票の有効無効を決定す
は立會人の爲すべき任務にして可者同
數なるときは町村長の決する所による
選挙分會ありし場合も殆んど同様なり
如何なる投票が無効たるべきかは第二
十五條の列挙する所にして之れ以外に
於ては安りに投票を無効とすべしもの
にあらざりて得票の多數なる者を以
て當選者と爲す然れども被選者の中に
ては得票多數なるも其得票數が第二十
七條但書の數に達せざるときは當選者
と爲すを得ず若し得票數同じき者數

九十
大ニ出シテ選挙ヲ行フコトヲ得但シ年齢二十五年以上ノ男子ニ非サル
者ヲ禁治産者及準禁治産者ハ必ス代人ヲ以テスヘシ
代人ハ帝國臣民ニシテ年齢二十五年以上ノ男子ニ限ル
第七條第一項但書ニ當ル者ハ第八條第二項ノ規定ニ依ル公民權停止中ノ
者及第九條第二項ノ公民權停止ノ條件又ハ同條第三項ノ場合ニ當ル者ハ
代人タルコトヲ得又二人ニシテ數人ノ代理ヲ爲スコトヲ得ス
代人ハ委任狀其ノ他代理ヲ證スル書面ヲ選舉長又ハ分會長ニシテ
第二十五條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス
一 成規ノ用紙ヲ用キサルモノ
二 現ニ町村會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
三 同一投票中二人以上ノ被選舉人ノ氏名ヲ記載シタルモノ
四 被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ
五 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
六 被選舉人ノ氏名以外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分住所又
其ノ他選舉ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

人あるときは同條第二項によりて當選
者を定む
選挙の頭末を明かにし其結果の公平確
實を期せんが爲めに選挙長及分會長は
選挙のなるものを作り選挙に關する一
切の模様を記載して選挙又は投票の終
了したる後之を明瞭し立會人と共に署名
捺印すべし此選挙録なるものは選挙
の効力に關して争ひ起りたる場合に其
裁決を爲すの證據となるべきものなり
當選者定まりたるときは町村長は直ちに
當選者に其告知を爲すべく當選者に
して其當選を辭せんとするときは五日
以内に町村長に申立つべく一人にして
兩級に當選したる旨告知を受けたるこ
きは又同期間内に其何れの當選に應ず

選名投票ノ法ヲ用キタル場合ニ於テハ前項第一號及第六號ニ該當スルモ
ノ其ノ記載ノ人員選舉スヘキ定數ニ過キタルモノハ之ヲ無効トシ前項
第二號第四號及第五號ニ該當スルモノハ其ノ部分ノミチ無効トス
第二十六條 投票ノ拒否及效力ハ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ
選舉長之ヲ決スヘシ
選挙分會ニ於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナル
トキハ分會長之ヲ決スヘシ
第二十七條 町村會議員ノ選挙ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者
トス但シ各級ニ於テ選挙スヘキ議員數ヲ以テ選舉人名簿ニ登錄セラレタ
ル各級ノ人員數ヲ除シテ得タル數ノ七分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要
ス
前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シキトキハ年長者ヲ
取り年齡同シキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ
第二十八條 選挙長又ハ分會長ハ選挙録ヲ調製シテ選挙又ハ投票ノ頭末ヲ記
載シ選挙又ハ投票ヲ終リタル後之ヲ明瞭シ選舉立會人二人以上ト共ニ之

べきかを申立つべし若し其期間内に右の申立を爲さざるときは抽籤を以て町村長之を定むるを要す而して當選したる者が第十五條第二項に列擧されたる以外の官吏なるときは議員となるを得るものなる故當然其當選に應ずるもを得るが如くなれども元來官吏なるものは國家より委託されたる公務を處理するの義務あるものなるが故に其公務に差支なきを要す茲に於てか當選したる官吏が其當選に應ずるには所屬の特別手續を要するが故に普通當選者の應諾期間を其期間を同一にするを得ず之を以て第二十九條第五項の規定を設けたるなり

ニ要名スヘシ
選舉分會長ハ投票開ト同時ニ選舉録ヲ本會ニ送致スヘシ
選舉録ハ投票、選舉人名簿其ノ他ノ關係書類ト共ニ選舉及當選ノ効力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ
第二十九條 當選者定マリタルトキハ町村長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知スヘシ
當選者當選ヲ辭セムトスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツヘシ
一人ニシテ兩級ニ於テ當選シタルトキハ最終ニ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ何レノ當選ニ應ズヘキカヲ町村長ニ申立ツヘシ其ノ期間内ニ之ヲ申立テサルトキハ町村長抽籤シテ之ヲ定ム
第十五條第三項ニ掲ケサル官吏ニシテ當選シタル者ハ所屬長官ノ許可ヲ受ケルニ非サルハ之ニ應ズルコトヲ得ス
前項ノ官吏ハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ニ應ズヘキ旨ヲ町村長ニ申立テサルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス第三項ノ

きは町村長は第二十七條の規定に準據し次點者な以て當選者となして以上の手續を爲すべし
町村長が選舉に關する一切の行爲を爲し終りたるときは選舉録の原本を添へ郡長に其結果を報告すべく當選者確定したるときは其氏名を告示すると同時に郡長に報告するを要す之れ郡長をして其監督を爲さしめんが爲めなり一旦爲したる選舉は選舉に關する規定に違反したる場合にあらざれば無効なるものにあらず

場合ニ於テ何レノ當選ニ應ズヘキカヲ申立テサルトキハ抽籤シテ之ヲ辭シタルモノト看做ス
第三十條 町村會議員ノ當選ヲ辭シタル者アルトキハ町村長ハ直ニ之ヲ補充スヘキ當選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第二十七條ノ規定ヲ準用ス
第三十一條 選舉ヲ終リタルトキハ町村長ハ直ニ選舉録ノ原本ヲ添へ之ヲ郡長ニ報告スヘシ
第二十九條第二項ノ期間ヲ經過シタルトキ、同條第三項若ハ第五項ノ申立アリタルトキ又ハ同條第三項ノ規定ニ依リ抽籤ヲ爲シタルトキハ町村長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ郡長ニ報告スヘシ
第三十二條 選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞アル場合ニ限リ其ノ選舉ノ全部又ハ一部ヲ無効トス
第三十三條 選舉人選舉又ハ當選ノ効力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第三十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ七日以内ニ町村會議ノ決定ニ付スヘシ町村會議ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ町村會議ノ決定ニ付ス可く若し此

決定に對しても尙不服なるときは府縣
參事會に訴願するを得郡長にして選
舉又は當選の効力に關して異議あるこ
きは同條第三項の處分を爲すを得若
し此處分を郡長が爲したるとき同一事
件に付きて爲したる選舉人よりの異議
の申立及び夫れに對する町村會の決定
は効力を失ふ
以上の處分に不服ある者は府縣參事會
に訴願して其裁決を受くべし裁決に對
して尙異議ある者は其最終の方法とし
て行政裁判所に訴訟を提起するを得
右の外町村長より訴願又は訴訟を提
起し得る場合あり尙府縣知事も時とし
て行政訴訟を提起するを得るものとす
るべし
右不服の申立訴願又は訴訟の提起あり

内ニ之ヲ決定スヘシ
前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得
郡長ハ選舉又ハ當選ノ効力ニ關シ異議アルトキハ府縣知事ノ指揮ヲ受ケ
選舉ニ關シテハ第三十一條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ當選ニ關シテ
ハ同條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ處分スルコトヲ
得
前項ノ處分アリタルトキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及町村會ノ
決定ハ無効トス
第三項ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第二項若
ハ第六項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第一項ノ決定及第二項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴
訟ヲ提起スルコトヲ得
第二項第五項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコ
トヲ得
町村會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル處分決定者ノ裁決確定シ又ハ判決ア

も處分決定若しくは裁決が確定するか
訴訟に對しての判決ある迄は尙議員と
して議事に參與し得る權に影響を及ぼ
すものにあらず右に依りて當選の無効
と確定したるときは其選舉は尙有効に
行はれたるものなるが故に其當選無効
となりし者を除き殘る得點多數者を順
次に當選者となし町村長に於て直ちに
其當選者を定むべし反之選舉が無効と
確定したるときは更めて有効なる選舉
を爲すべきものたるを殆ど言を要せず
若し選舉は有効なるも一定されたる員
數の議員を得ると能はざるときは其
不足分につきてのみ更に選舉を行ふべ
し當選者にして町村會議員として選舉
される資格を有せざるるとき及び其資
格を缺くに至りたるときは其職を先ふ

ル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス
第三十四條 當選無効ト確定シタルトキハ町村長ハ直ニ第二十七條ノ例ニ依
リ更ニ當選者ヲ定ムヘシ
選舉無効ト確定シタルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ
議員ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付
更ニ選舉ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ第二十七條第一項但書ノ規定ヲ適
用セス
第三十五條 町村會議員ニシテ被選舉權ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ禁錮以
上ノ刑ニ處セラレタル者ヲ除クノ外其ノ被選舉權ノ有無ハ町村會之ヲ決
定ス
町村長ハ町村會議員中被選舉權ヲ有セサル者アリト認ムルトキハ之ヲ町
村會ノ決定ニ付スヘシ
第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願
シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコ
トヲ得
町村制 町村會

右被選権の有無は禁錮以上の刑に處せられたるときは當然其職を失ふべきものなれども之れ以外の原因による被選権の有無は町村會の決する所に依る町村長に於て町村會職員中に被選権なき者ありと認めたるときは町村會の議に付して決定すべし右の決定に對しては府縣知事及行政訴訟の途開かれたり訴訟の裁決に對しては町村長府縣知事等より亦訴訟を提起するを得町村長に於て爲す決定は文書を以て爲し其決定書を本人に交付すべし

第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴訟又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十三條第八項ノ規定ハ第一項及前第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スベシ

第三十六條 第十八條及第三十三條ノ場合ニ於テ府縣參事會ノ決定及裁決ハ府縣知事、郡長ノ處分ハ郡長、町村會ノ決定ハ町村長直ニ之ヲ告示スベシ

第三十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ依リ設置スル議會ノ議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉ニ關スル罰則ヲ準用ス

前項ノ罰則中選舉人ニ關スル規定ハ第二十四條ノ代人ニ之ヲ準用ス

第三十八條 特別ノ事情アル町村ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ其ノ町村ヲシテ町村會ヲ設クス選舉權ヲ有スル町村公民ノ總會ヲ以テ之ニ充テシムルコトヲ得

の事に關しては第三十七條及び第三十八條に規定せり右に依り町村會を設けざるときは町村公民の總會を以て町村會の任務を行はしむべし

町村會の職務及權限 町村會は町關なり町村會は其町村の輿論を代表するものにして其決議は即ち町村たる法人の意思の決定なり町村會は町村に關する一切の事件及法令に依り其權限に關すを定められたる事項を決議すべきものにして其權限數多あり本法は第四十條に於て其概略のみを列挙したり町村會は其決議權を有するのみならず或事項に關して選舉を行ふの權限を附與されたる場合あり例之町村の吏員を選挙するが如し

町村總會ニ關シテハ町村會ニ關スル規定ヲ準用ス

第二款 職務權限

第三十九條 町村會ハ町村ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第四十條 町村會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

- 一 町村條例及町村規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事
- 二 町村費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事但シ第七十七條ノ事務及法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 三 歳入出豫算ヲ定ムル事
- 四 決算報告ヲ認定スル事
- 五 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、町村税又ハ夫役現品ノ賦課徴收ニ關スル事
- 六 不動産ノ管理處分及取得ニ關スル事
- 七 基本財産及積立金數等ノ設置管理及處分ニ關スル事
- 八 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權

町村會は町村事務が完全に行はるゝや法律勅令又は町村會の決議に違背したるとなきや又其改正を要する点なきやを調ふる爲め町村の事務に關する書類計算書等の檢閲を爲し町村長をして報告書を差出さしめ事務又は決議の管理及び執行の状態若しくは町村の財政を檢査するの權限を有す右權限を行ふには第四十二條の方法に因るも妨げなし又町村會は町村の公益に關して意見書を町村長又は監督官廳に差出すの權を有す而して府縣知事郡長又は町村長等の諮問に對して答申すべし

町村會の意見を得て始めて爲すべき協合多々あり若し此場合に第四十四條第二項列擧の事由あるときは其行政廳は町村會の意見を徵せず直ちに處分を

- 八 利ノ抛棄ヲ爲ス事
- 九 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 十 町村吏員ノ身元保證ニ關スル事
- 十一 町村ニ係ル訴訟及和解ニ關スル事
- 第四十一條 町村會ハ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ
- 第四十二條 町村會ハ町村ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ町村長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得
- 町村會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ町村長又ハ其ノ指名シタル吏員立會ニ上實地ニ就キ前項町村會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第四十三條 町村會ハ町村ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ町村長又ハ監督官廳ニ提出スルコトヲ得
- 第四十四條 町村會ハ行政廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ
- 町村會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ町村會成立セス、招集ニ應セス若ハ意見ヲ提出セス又ハ町村會ヲ招集ハルコト能ハサルトキハ

爲すもを得盡し行政廳の處分は機に臨み變に應じて爲すべきものなるに斯る場合に迄町村會の意見を得べしと雖も却つて遲滯の爲め回復し得べからざるの結果を生ずる恐れあるを以てなり

議會、町村會に於ては通常町村長を以て議長と爲す若し町村長に差支あるときは第四十五條の規定に従て其議長たるべき者を定む、町村會に於て議決權を有するは町村會議員のみなれども其發言權を有するは町村會議員に限らず町村長及其委任又囑託を受けたる者は會議に列擧して發言するべきを得故に此等の者にして其發言を求めたるときは議員の演説を中止するの要なき場合に限り直ちに之を許すべきものとす

當該行政廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 町村會ハ町村長ヲ以テ議長トシ町村長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス町村長及其ノ代理者共ニ故障アルトキハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年長同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 町村長及其ノ委任又ハ囑託ヲ受ケタル者ハ會議ニ列席シテ議事ニ參與スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ス

前項ノ列席者發言ヲ求ムルトキハ議長ハ直ニ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲議員ノ演説ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十七條 町村會ハ町村長之ヲ招集ス議員定數三分ノ一以上ノ請求アルトキハ町村長之ヲ招集スヘシ

町村長ハ必要アル場合ニ於テハ會期ヲ定メテ町村會ヲ招集スルコトヲ得

招集及會議ノ事件ハ開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ告知スヘシ但シ急務ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

町村會開會中急務ヲ要スル事件アルトキハ町村長ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ

町村制 町村會

の如く議員以外の者に發言を許すは各種の提案を明瞭ならしむる必要上専門の知識を有する者の説明及び意見を聽くを必要とする場合あればなり
町村會は町村長に於て招集するものにして必要の都度會期を定めて招集するを得而して其招集及び會議に付すべき事件は火急を要する場合の外少くも開會の日より三日以前に各議員に通告すべきものとす而して其通告したる事件の外會議に付す能はざるを原則とすも特に火急を要する事件に關して第四十七條第四項に例外的規定を設けたる議員總數の三分の一以上の請求あるときは町村長は必ず町村會を招集すべし而して議員が此請求を爲すに特別の明文なければ其會議に附すべき

付スル以下得三日前迄ニ告知ヲ爲シタル事件ニ付亦同シ

町村會ハ町村長之ヲ開閉ス

第四十八條 町村會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ第五十條ノ除外ノ爲半數ニ滿タサルトキ、同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍半數ニ滿タサルトキ又ハ招集ニ應スルモ出席議員定數ヲ關キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十九條 町村會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十條 議長及議員ハ自己又ハ父母、祖父母、妻、子孫、兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ町村會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第五十一條 法律勅令ニ依リ町村會ニ於テ選舉ヲ行フトキハ一人毎ニ無記名投票ヲ爲シ有効投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス過半數ヲ得タル者ナキトキハ最多數ヲ得タル者二人ヲ取り之ニ就キ決選投票ヲ爲サシ

事件を町村長に開陳すべきものと信ず若し然らざれば町村長が完全に町村會招集の手續を履む能はざればなり
町村會の開會及び閉會は一に町村長の掌る所なれども町村長に故障あるときは町村長に代るべきもの其代理を爲す
招集に應じて出席したる議員が定數の半數に充たざるときは會議を開くを得ず然れども第四十八條但書の例外あり之れ成べく少數者の専斷を防がんが爲めなり而して議事を開きて其決を採るには第四十九條に依る議長及び議員にして村會に於て發言又は決議の數に加はる場合に關しては第五十條の規定を設けたり
法律勅令等の規定に依り町村會にて更

△其ノ二人ヲ取ルニ當リ同數者アルトキハ年長者ヲ取り年齡同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム此ノ決選投票ニ於テハ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス同數ナルトキハ年長者ヲ取り年齡同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テハ第二十二條及第二十五條ノ規定ヲ準用シ投票ノ効力ニ關シ異議アルトキハ町村會之ヲ決定ス

第一項ノ選舉ニ付テハ町村會ハ其ノ議決ヲ以テ指名推選又ハ連名投票ノ法ヲ用ウルコトヲ得其ノ連名投票ノ法ヲ用ウル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依ル

第五十二條 町村會ノ會議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 議長ノ意見ヲ以テ傍聽ヲ禁止シタルトキ

二 議員二人以上ノ發議ニ依リ傍聽禁止ヲ可決シタルトキ

前項議員ノ發議ハ討論ヲ須キス其ノ可否ヲ決スヘシ

第五十三條 議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス

町村制 町村會

員委員其他の者を選舉するに如何なる方法に依るべきか之は第五十一條の明かにする所にして若し其投票に關して異議を述べざる者あるときは町村會議員選舉に關する第二十三條及第二十五條の規定に従ひて其決定を爲すべきものとす又此選舉を爲すには第五十一條第三項の規定に依るも妨げなし

第五十四條 議員ハ選舉人ノ指示又ハ委囑ヲ受ケヘカラス
議員ハ會議中無禮ノ語ヲ用キ又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス
第五十五條 會議中本法又ハ會議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ス議員アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ又ハ發言ヲ取消サシメ命ニ從ハサルトキハ當日ノ會議ヲ終ル迄發言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得
議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉シルコトヲ得
第五十六條 傍聽人公然可否ヲ表シ又ハ喧嘩ニ涉リ其ノ他會議ノ妨害ヲ爲スルトキハ議長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ退場セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得
第五十七條 町村會議ニ書記ヲ置キ議長ハ該書記ヲ庶務ヲ處理セシムル書記ハ議長之ヲ任免ス

の言を用ひ又は人身攻撃を爲すも能はざるは勿論にして會議中に若し法律又は會議規則に違反し又は會議の妨げを爲す者あるときは議長は第五十五條の方法を執るとを得之れ議長をして會議を總理し會場の秩序保持の任に當らしむるより来る結果なり

第五十八條 議長ハ書記ヲシテ會議録ヲ調製シ會議ノ顛末及出席議員ノ氏名ヲ記載セシムヘシ
會議録ハ議長及議員三人以上之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ議員ハ町村會議ニ於テ之ヲ決定ムヘシ
第五十九條 町村會議ハ會議規則及傍聽人取締規則ヲ設クヘシ
會議規則ニハ本法及會議規則ニ違反シタル議員ニ對シ町村會議ノ議決ニ依リ三日以内出席ヲ停止シ又ハ二圓以下ノ過怠金ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得
第三章 町村吏員
第一條 組織選舉及任免
第六十條 町村ニ町村長及助役一人ヲ置ク但シ町村條例ヲ以テ助役ノ定數ヲ增加スルコトヲ得
第六十一條 町村長及助役ハ名譽職トス
町村ハ町村條例ヲ以テ町村長又ハ助役ヲ有給ト爲スコトヲ得
第六十二條 町村長及助役ノ任期ハ四年トス

警察處分を受くるもあつべし而して如何なる場合に傍聴者全部の退場を命ずるかば第五十六條第二項の明かにする所にして町村會の補助機關及其機關の執るべき職務任免の事は第五十七條に規定し會議録其他諸規則等に關しては第五十八條及び第五十九條に於て如何にすべきかを定む

町村吏員

前に述べたる如く町村の村會にして其意思を執行するもの即ち町村の事務を執行する機關を町村吏員と云ふ

第六十三條 町村長ハ町村會ニ於テ之ヲ選舉ス
助役ハ町村長ノ推薦ニ依リ町村會之ヲ定ム町村長職ニ在ラサルトキハ前項ノ例ニ依ル

名譽職町村長及名譽職助役ハ其ノ町村公民中選舉權ヲ有スル者ニ限ル有給町村長及有給助役ハ第七條第一項ノ規定ニ拘ラス在職ノ間其ノ町村ノ公民トス

第六十四條 町村長ヲ選舉シ又ハ助役ヲ定メ若ハ選舉シタルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受ケヘシ

前項ノ場合ニ於テ府縣知事ノ不認可ニ對シ町村長又ハ町村會ニ於テ不服アルトキハ内務大臣ニ具狀シテ認可ヲ請フコトヲ得

有給町村長及有給助役ハ三月前ニ申立シルトキハ任意退職スルコトヲ得第六十五條 町村長及助役ハ第十五條第二項ニ掲ケタル職下兼マルコトヲ得又其ノ町村ニ對シ請負ヲ爲シ及同一ノ行爲ヲ爲ス者ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員重役及支配人タルコトヲ得

町村長ト父子兄弟タル緣故アル者ハ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス

町村吏員の選舉及任免

町村の事務を

處理するの機關に名譽職と有給吏員とあり之を他の方面より區別すれば町村長助役收入役區長委員及有給吏員と爲すを得町村には町村長及び助役各一人を置くべし助役は條例を以て二人以上となすを得町村長及助役は通常名譽職なるべきものなれども條例を以て之を有給となすも可なり而して其任期は有給たるに無給たるを間はず四年とす之れ成る可く町村公民をして町村自治の機關となるを得せしめ且つ其總

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス第十五條第五項ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十六條 有給町村長及有給助役ハ郡長ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ他ノ報償アル業務ニ従事スルコトヲ得ス

有給町村長及有給助役ハ會社ノ重役又ハ支配人其ノ他ノ事務員タルコトヲ得ス

第六十七條 町村ニ收入役一人ヲ置ク但シ特別ノ事情アル町村ニ於テハ町村條例ヲ以テ副收入役一人ヲ置クコトヲ得

收入役副收入役ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ四年トス

收入役副收入役ハ町村長ノ推薦ニ依リ町村會之ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受ケヘシ

前項ノ場合ニ於テ郡長ノ不認可ニ對シ町村長又ハ町村會ニ於テ不服アルトキハ府縣知事ニ具狀シテ認可ヲ請フコトヲ得

第六十三條第四項ノ規定ハ收入役ニ第六十五條第一項及前條ノ規定ハ收入役及副收入役ニ之ヲ準用ス

町村制 町村吏員

習を爲すの機会を與へ以て國家行政の根本たる自治の完備を期せんが爲めなり

町村長又は助役を爲り得る者の資格及び其町村長又は助役たらしむるの手續等は第六十三條及び第六十四條に於て之を明かにす而して町村公民は名譽職を爲るは權利なるも同時に義務なるが故に無給の町村長又は助役に選ばれたるときは之を辭するを得ざるを原則とするも有給の町村長又は助役は名譽職にあらざるが故に何時にても退任し得るの自由を有す然れども之を絕對に自

ニ在ルコトヲ得ス收入役ト父子兄弟タル縁故アル者ハ副收入役ノ職ニ在ルコトヲ得ス

特別ノ事情アル町村ニ於テハ郡長ノ許可ヲ得テ町村長又ハ助役ヲシテ收入役ノ事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得

第六十八條 町村ハ處務便宜ノ爲區ヲ劃シ區長及其ノ代理者一人ヲ置クコトヲ得

區長及其ノ代理者ハ名譽職トス町村會ニ於テ町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス

第六十九條 町村ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ名譽職トス町村會ニ於テ町村會議員又ハ町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス但シ委員長ハ町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル助役ヲ以テ之ニ充ツ

第七十條 名譽職町村長及名譽職助役其ノ他町村公民ニ限リテ擔任スハ其職務ニ在ル吏員ニシテ町村公民權ヲ喪失シ若ハ停止セラレタルトキ又ハ第九條第三項ノ場合ニ當ルトキハ其ノ職ヲ失フ職ニ就キタルガ爲町村公民

由を爲すときは辭任の爲め町村事務の遂行を來し町村の安寧幸福に害なしとせず茲に於てか退任するは任意なるも必ず三ヶ月前に其退職申立を爲すべきものと定めたり

町村長及び助役は私情を去つて町村の事務を處理すべきものにして其私曲を失かんが爲めに町村會議員の場合と同じく其職務より除斥せらるゝ場合其他のことに關し第六十五條の規定を設けたり

有給町村長又は有給の助役は其職にあるの故を以て専心其職に専攻するべし

タル者ニシテ禁治産者ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ又ハ第九條第二項若ハ第三項ノ場合ニ當ルトキ亦同シ

前項ノ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ當ルヘキ罪ノ爲懲罰又ハ公判ニ付セラレタルトキハ監督官廳ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス

第七十一條 前條ニ定ムル者ノ外町村ニ必要ノ有給吏員ヲ置キ町村長之ヲ任免ス

前項吏員ノ定數ハ町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第二款 職務權限

第七十二條 町村長ハ町村ヲ統轄シ町村ヲ代表ス

町村長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

一 町村會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ執行スル事

二 財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之ヲ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事

決して私利を計るべきにあらず即ち他の報償ある職につくと會社の重役支配人其他の事務員となることを得ざるを原則とせり之れ公務を疎かにするとなからしめんが爲なり故に町村長及び助役は監督官たる郡長に於て差支なしとして認許したる場合に其認許を受けたる報償ある業務につく場合の外私利を營み能はざるを第六十六條に於て明かにす

収入役。町村の會計事務を掌らしむる爲め各町村に一名宛の収入役なる吏員を置く此吏員は有給にして町村長助役

四 證書及公文書類ヲ保管スル事
 五 法令又ハ町村會ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、町村税又ハ夫役現品ヲ賦課徴收スル事
 六 其ノ他法令ニ依リ町村長ノ職權ニ屬スル事項
 第七十三條 町村長ハ町村吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ懲責及五圓以下ノ過意金トス
 第七十四條 町村會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スベシ
 前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改メサルトキハ町村長ハ府縣參事會ノ裁決ヲ請フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ再議ニ付セスシテ直ニ裁決ヲ請フコトヲ得
 監督官廳ハ第一項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 前項ノ規定ニ依ル郡長ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ府縣參事會

等の如く名譽職にあらず而て収入役は一町村に一名あるを原則とすれども町村の特別なる事情あるが爲め條例を以て定むるときは副収入役なるものを置くも妨げなく又郡長の許可を受けて町村長又は助役等をして兼務せしむるを得

収入役は有給吏員なるが故町村長助役等の如き名譽職の受くる制限は受く可きものにあらざるべきが如くなれども事實計に屬し且つ人情の常として私曲を行ひ易きが故に之を妨がんが爲め第六十七條第五項以下の規定を設けたり

二 訴願スルコトヲ得其ノ裁決第二項ノ裁決又ハ前項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 町村會ノ議決公益ヲ害シ又ハ町村ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ
 前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改メサルトキハ町村長ハ郡長ノ處分ヲ請フヘシ
 前項ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
 前項府縣參事會ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得
 第二項及第四項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得
 第七十五條 町村會成立セサルトキ又ハ第四十八條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルトキハ町村長ハ郡長ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ町村會ノ

町村制 町村吏員

其任免及び任期につきては殆んど説明を要せざるべし
 區長。之れ從來の組長伍長又は總代を云ひしものにして町村内に數區を置き便宜上各區内に於て町村事務の二部を行はしむるものなり然れども之れが爲め各區即ち部落等が町村を獨立したる法人となりたるにあらず且便宜上種々の關係に於て法人と同様に取扱はるべきであるのみ例へば或區に於て特別に財産を所有するが如し
 區長又は其代選者は名譽職にして町村會に於て第六十八條第二項に依り選舉

議決スヘキ事件ヲ處置スルコトヲ得
 町村會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セザルトキハ前項ノ例ニ依ル町村會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル町村長ノ處置ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 前三項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スヘシ
 第七十六條 町村會ニ於テ議決又ハ決定スヘキ事件ニ關シ臨時急應ヲ要スル場合ニ於テ町村會成立セザルトキ又ハ町村長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ町村長ハ之ヲ專決シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スヘシ
 前項ノ規定ニ依リ町村長ハ爲シタル處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 第七十七條 町村長其ノ他町村吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國府縣其ノ他公共團體ノ事務ヲ掌ル

すものさす
 委員。町村事務は其數多くして枚擧に遑あらず此等の事務を行ふ爲め種々の吏員を置くも必要により暫時又は常設の委員なるものを置くも妨げなし例之耕地整理委員等の如し此委員なるものは必ず名譽職たるべきものにして其選舉及び組織等に関しては第六十九條の明かにする所なり
 町村公民にあらざれば担任すること能はざる吏員が若し公民権を失ふに至りたるとき其吏員たる資格に及ばず影響如何又其公民権を停止せられたるとき

前項ノ事務ヲ執行スル爲要ナル費用ハ町村ノ負擔ス但シ法令中別段ノ規定アルモハ此ノ限ニ在ラス
 第七十八條 町村長ハ郡長ノ許可ヲ得テ其ノ事務ノ一部ヲ助役ニハ區長ニ分掌セシムルコトヲ得但シ町村ノ事務ニ付テハ豫メ町村會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
 町村長ハ町村吏員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
 第七十九條 助役ハ町村長ノ事務ヲ補助ス
 助役ハ町村長故障アルトキ之ヲ代理ス助役缺人アルトキハ豫メ町村長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス
 第八十條 收入役ハ町村ノ出納其ノ他ノ會計事務及第七十七條ノ事務ニ關スル國府縣其ノ他公共團體ノ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定アルモハ此ノ限ニ非ラス
 町村ハ收入役故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ但シ副收入役ヲ置キタル町村ハ此ノ限ニ非ラス
 副收入役ハ收入役ノ事務ヲ補助シ收入役故障アルトキ之ヲ代理ス

町村制 町村吏員

如何等の問題につきましては第七十條に之が規定を爲せり
 右述べたる町村長助役、區長委員等の外町村に必要な有給吏員例は書記等の如きものを町村長に於て任免するを得而して此町村有給吏員の職を定むるは町村會の権限に屬す

町村吏員の職務權限 茲に述べん
 町村吏員は如何なる職務を掌り如何なる權限を有するかにあり
 町村長は町村の事務一切を統轄し尙法律命令に依り委託されたる事務を處理

町村長ハ郡長ノ許可ヲ得テ收入役ノ事務ノ一部ヲ副收入役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ町村ノ出納其ノ他ノ會計事務ニ付テハ豫メ町村會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八十一條 區長ハ町村長ノ命ヲ承ケ町村長ノ事務ニシテ區内ニ關スルモノヲ補助ス

區長代理者ハ區長ノ事務ヲ補助シ區長故障アルトキ之ヲ代理ス

第八十二條 委員ハ町村長ノ指揮監督ヲ承ケ財産又ハ營造物ヲ管理シ其ノ他委託ヲ承ケタル町村ノ事務ヲ調査シ又ハ之ヲ處辨ス

第八十三條 第七十一條ノ吏員ハ町村長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第四章 給料及給與

第八十四條 名譽職町村長、名譽職助役、町村會議員其ノ他ノ名譽職員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

名譽職町村長、名譽職助役、區長、區長代理者及委員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

費用辨償額、報酬額及其ノ支給方法ハ町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

すべきと同時に各種の吏員を指揮監督するの任あり其職務の繁多なる全く枚擧に遑なし法文につき其大要を見るべし之を茲に説明するも繁に失して其要少しと信ずるか故に之を略す

助役は町村長の事務を補助し町村長に於て事務を採るに能はざる場合には之れを代理すべきものとす

區長は町村長の指揮に従ひ其委託されたる事務を其區内に行ふべきものなり

町村吏員即ち書記其他の有給吏員は町村長の指揮監督及び法律命令によりて其町村の事務を分担するものにして町村長は又區長及び町村の有給吏員に其職務の一部を代理せしむることを得而

第八十五條 有給町村長、有給助役其ノ他ノ有給吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第八十六條 有給吏員ニハ町村條例ノ定ムル所ニ依リ退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

第八十七條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ付關係者ニ於テ異議アルトキハ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ハ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ關係者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定及裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第八十八條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料其ノ他ノ給與ハ町村ノ負擔トス

第五章 町村ノ財務

して其事務の一部を代理せしむるには
第七十八條の手續を履むるを要す
収入役は町村の會計事務を掌る所の吏
員にして有給とす而して通常一町村に
一人なれども事務の繁忙其他の理由に
より副収入役を置くことあり
収入役は町村の出納其他法令により會
計事務を専ら掌る者なれども若し収入
役に故障ありて其事務を執ること能は
ざる場合は第八十條の規定に従ひて副
収入役又は其他の吏員に代理せしむべ
きものとす
區長代理者。區長の補助機關にして
若し區長に於て故障あるときは其代理
を爲し平常に於ては區長の事務を補助
すべきものにして區長と同じく名譽職
なり

第一款 財産營造物及町村税

第八十九條 收益ノ爲ニスル町村ノ財産ハ基本財産トシ之ヲ維持スヘシ
町村ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコト
ヲ得
第九十條 舊來ノ慣行ニ依リ町村住民中特ニ財産又ハ營造物ヲ使用スル權利
ヲ有スル者アルトキハ其舊慣ニ依ル舊價ヲ變更又ハ廢止セムトストキ
ハ町村會ノ議決ヲ經ヘシ
前項ノ財産又ハ營造物ヲ新ニ使用セムトスル者アルトキハ町村ハ之ヲ許
可スルコトヲ得
第九十一條 町村ハ前條ニ規定スル財産ノ使用方法ニ關シ町村規則ヲ設ケル
コトヲ得
第九十二條 町村ハ第九十條第一項ノ使用者ヨリ使用料ヲ徵收シ同條第二項
ノ使用ニ關シテハ使用料若ハ一時ノ加入金ヲ徵收シ又ハ使用料及加入金
ヲ共ニ徵收スルコトヲ得
第九十三條 町村ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得
町村ハ特ニ二個人ノ爲ニスル事務ニ付手徵料ヲ徵收スルコトヲ得

委員

委員は其の之を依りて
至りたる理由によりて
其職をべき職務を異にするがも要するに
町村會の指撥監督を受けて委託された
る事務に當るべきものにして成るべく
多くの人を以て町村自治の練習をなさ
しめんがために設けられたる制度なり
給料及給與 名譽職たる者は
其職務の何たる
を問はず給料を請求するの權利なき事
は前已に述べたる如し然れども町村の
名譽職が其職務を行ふために要したる
費用は之を町村に於て負擔するや勿論
なり尙町村助役にして名譽職なる者
區長區代理者及委員等は始終町村の事

第九十四條

財産ノ毀却保與、工事ノ請負及物件勞力其ノ他ノ供給ハ競争入
札ニ付スヘシ
但シ臨時急務ヲ要スルトキ、入札ノ價額其ノ費用ニ比シテ得矢相償ハサル
トキ又ハ町村會ノ同意ヲ得タルトキハ此限ニアラス
第九十五條 町村ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スル
コトヲ得
第九十六條 町村ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ
依リ町村ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ
町村ハ其財産ヨリ生ズル收入、使用料、手数料、過料、過當金其ノ他法令ニ
依リ町村ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ町村税及
夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得
第九十七條 町村税トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ
一 國稅府縣稅ノ附加稅
二 特別稅
三 直接國稅又ハ直接府縣稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ

町村制 町村ノ財務

務に在するものにして之がため家業を見るの適なむ故に之に對し其補ひなきじむるたり町村は是等の者に對して報酬を給することを得然れども其報酬額たるや必ず豫め町村會に於て一定し置くべきものとす

實業家賃額報酬額有給者に對する給料額旅費額及び是等の支給方法は町村會に於て豫め定め置くことを要す

有給吏員たりし者及び其遺族に對して第八十六條列擧の給與をなすことを得然れども之をなすには必ず町村條例を以て定むべし若し給料其他の給與に關して異議ある關係者は町村長に其異議の中立をなすことを得尙訴訟訴訟の方

但し第四百四十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

國稅ノ附加稅タル府縣稅ニ對シテハ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

第九十八條 三月以上町村內ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ廻リ町村稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第九十九條 町村內ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滞在スルコトヲシテ雖町村內ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ、使用シ若ハ占有シ町村內ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ町村內ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業者ハ其ノ收入ニ對シテ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル町村稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第一百條 納稅者ノ町村外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ町村外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業者ハ其ノ收入ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

町村ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對シテ本稅ヲ分別シテ納メサル者ニ對シテ附加稅ヲ賦課スル場合及住所滞在町

法あり

右述ベタル給料其他の給與は各其町村に於て負擔すべきや明かなり國家及び上級官廳より委託されたる事務を取扱ふも特に定められたる場合の外委託者は其給料及び給與を請求することを不得

町村財務 町村は一の法人なるが故に其事業をたすなめには一個人と同じく財産を所有し尙其他に收入の途を講ぜざれば其事業即ち町村自治のために要する必要費を支出する方法なく全く何事もなし能はざる事なるに於てか自治の目的を遂行せしむるため財産を所有し

村ノ内外ニ渉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業者ノ生スル收入ニ非サルモノニ對シテ町村稅ヲ賦課スル場合ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百條 所得稅法第五條ニ掲グル所得ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ鏡內地並教會所既設所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所既設所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營造物ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所既設所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國ノ事業又ハ行爲及國有ノ土地家屋物件ニ對シテハ國ニ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

前四項ノ外町村稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ別ニ法律勅令ノ定ルル所

町村制 町村ノ財務

得しむるも同時町村税過意金手数料使用料等を徴収し得ることとせり
 町村の財産營造物及町村税
 基本財産。其財産を維持保存して之を使用するも夫れより生ずる果實のみを以て支出に充つべきものにして如何なる財産を基本財産とすべきが如何なる目的のために特別なる基本財産を作り得るかは第八十九條に明かり
 町村住民中の或者が從來の慣例として町村の財産又は營造物を使用するの權利を有するも其使用權を別奪又は變更せんとするには必ず町村會の議決に依るべく素りに其廢止變更すること

二依ル
 第二百二條 數人ナリタル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ關係者ニ負擔セシムルコトヲ得
 町村ノ一部ナリタル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ部内ニ於テ町村税ヲ納ムル義務アル者ニ負擔セシムルコトヲ得
 前二項ノ場合ニ於テ營造物ヨリ生ズル收入アルトキハ先ヅ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ
 前項ノ場合ニ於テ其ノ一部ノ收入アルトキ亦同シ
 數人又ハ町村ノ一部ナリタル財産ニ付テハ前二項ノ例ニ依ル
 第二百三條 町村税及其ノ賦課徵收ニ關シテハ本法其ノ他ノ法律ニ規定アルモノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
 第二百四條 數人又ハ町村ノ一部ニ對シテ利益アル事件ニ關シテハ町村ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ對シテ賦課ヲ爲スコトヲ得
 第二百五條 夫役又ハ現品ハ直接町村税ノ賦課ト爲シ直接町村税ヲ賦課セサル町村ニ於テハ直接國稅ヲ率ト爲シ且之ヲ金銀ニ對シテ賦課スルコトヲ得

得ざるなり此規定は町村住民の權利を保護し町村長其他の者にして其意思の自由に依り左右すること能はざらざらめんがためなり故に右の如く町村住民に不利益を蒙らしむる場合の外別に新に財産又は營造物の使用を願ふ者あるときは前述の手續を履ますして許可することを得而して町村有財産の使用法に關しては規則を定むことを得又使用者よりば使用料を徴すも妨げなし之れ一私人が他人に物を使用せしむるも異なる所なきが故なり新に使用を許可せざる者よりば右使用料の外に加入金をしものを徴収することを得營造物の使用に關して使用料を徴収し得ること

第二百四十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限リニ在ラス
 農務美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得
 夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得
 夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
 第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ之ヲ適用セス
 第二百六條 非常災害ノ爲メ必要アルトキハ町村ハ他人ノ土地ヲ一時使用シ又ハ其ノ土石竹木其ノ他ノ物品ヲ使用シ若ハ收用スルコトヲ得但シ其損失ヲ補償スヘシ
 前項ノ場合ニ於テ危險防止ノ爲メ必要アルトキハ町村長、警察官吏又ハ監督官廳ハ町村内ノ居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得
 第一項但書ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ府縣知事之ヲ決定ス決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
 前項ノ決定ハ交番ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

町村制 町村ノ財務

第九十三條第一項に明かなり

手数料 手数料とは國家公共團體の機關が人民の請求により特に其者のためになす事務につきて徴する金員なり町村も又公共團體の一なるが故に之を徴するの權あり

第九十四條に掲ぐる競争入札の制は情實のため公共の利益を犠牲せしむる以て少數の利益を圖るの恐れなからしめんためなり

町村は公共の安寧を維持し其幸福を増進するがために置かれたる法人なるが故に其公共上必要と認むる事柄に對しては寄附を爲し又は補助することを得之れ益々公共事業を増長し以て公共の

第一項ノ規定ニ依リ土地ノ一時使用ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ郡長ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第九十八條 町村長ハ納税者中特別ノ事情アル者ニ對シ納税延期ヲ許スコトヲ得其ノ年度ヲ超ユル場合ハ町村會ノ議決ヲ經ヘシ

第九十九條 使用料手数料及特別税ニ關スル事項ニ付テハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ其ノ條例中ニハ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設ケルコトヲ得

第十條 賦課ノ賦課率受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

福利を圖らしめんがめなり

町村は法人にして權利義務の主體なるものなり茲に於ては町村は其目的及び性質よりして町村の負擔に屬する費用を支辨するの義務を負ひ又その支出に充つる財源を以ては第九十六條第二項列擧の收入をなす而して町村收入の一たる町村税は如何なるものに對して賦課し得るか第九十七條に於て限定せり

如何なる者が町村税を負擔すべきや又如何なる種類の町村税は如何なる標準及び比率に依りて賦課すべきやは頗る重要なる問題なり依つて此等の點に關して疑なからしめんがため第九十七條以

ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十條 賦課ノ賦課率受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第十條 賦課ノ賦課率受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第十條 賦課ノ賦課率受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第十條 賦課ノ賦課率受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第十條 賦課ノ賦課率受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第十條 賦課ノ賦課率受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

下に於て極めて詳細なる規定を設けたり此等の規定は一目瞭然として離解の點なきに信するか故に條文の闕誤に關りて説明を略す

租税なるものは金錢を抽出せしむるものなれども町村の或事業をなすに當り例へば學校病院の建設修繕道路河川堤防修築等の場合に金錢を徴収するに於て夫又は必要な現品を徴するが方却て納税者に便利にして同一の目的を達するに當り斯る場合には第百五條に依り夫役又は現品を賦課することを得而して非常事變の際公益上必要なときは町村は第百六條に依り相當の補償をなして他人の土地其地の物を使用し

第百十一條 町村税、使用料、手数料、加入金、過料、過當金其の他の町村の收入に定期内に納メサル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

前三項ノ場合ニ於テハ町村條例ハ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴收スルコトヲ得滯納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第一項乃至第三項ノ徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前三項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

又は取用することを得

町村税は之を公平に負擔せしめざる可らざる故に賦税等の疑あるとき其他町村税賦課に付て必要あるときは町村税賦課を掌る吏員は身分を證明するに足るべき証票を携帯して第百七條に定められたる時間内に於て家宅又は營業所に臨檢し又は帳簿及び其他の物を検査することを得又反之町村長は特別の事情ありて一定の納税期に納税をせしむること能はざるか又は之を強ふの甚たしきに失するが如き場合には其延期を許すも妨げなし又右同一理由に依り減税することを得

町村有財産營造物使用料手数料及び特

第四項ノ處分中差押案件ノ公費ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第百十二條 町村ハ其ノ負債ヲ償還スル爲メ町村ノ永久ノ利益トナルヘキ支出ヲ爲ス爲メ又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限り町村債ヲ起スルコトヲ得

町村債ヲ起スニ付町村會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ

町村ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲メ一時ノ借入金ヲナスコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ

第二款 歳入出豫算及決算

第百十三條 町村長ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ調製シ遅クとも年度開始ノ一月前ニ町村會ノ議決ヲ經ヘシ

町村ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

豫算ヲ町村會ニ提出スルトキハ町村長ハ併セテ事務報告書及財政決算ヲ提出スヘシ

第百十四條 町村長ハ町村會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

町村制 町村ノ財務

別の町村税を賦課し得ることは法文の明かにする所なれ共是等の事項は必ず町村條例を以て定むべきものにして案中に徴収することを得ず而して其條例の中には違反者に対する制裁として過料の規定を設くることを得ず町村に納付すべきものを漏納し督促又は命令を受けて尙其定められたる期間内に其納付を終らざる者あるときは國稅滯納者に對すると同様の處分を受くることあるべし

第百十五條 町村役ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ町村會ノ議決ヲ經テ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ總額額ト爲スコトヲ得

第百十六條 町村ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設クヘシ

第百十七條 豫算ハ議決ヲ經タル後直ニ之ヲ都長ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

第百十八條 町村ハ特別會計ヲ設ケルコトヲ得

第百十九條 町村會ニ於テ豫算ヲ議決シタルトキハ町村長ヨリ其ノ附本ヲ收入役ニ交付スヘシ

收入役ハ町村長又ハ監督官ノ命令アルニ非ザレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス命令ヲ受ケルニ支山ノ豫算ナクハ豫備費支出ノ數目流用其ノ他財務ニ關スル規定ニ依リ支出ヲ爲スコトヲ得サレバ亦同シ

前二項ノ規定ハ收入役ノ事務ヲ兼掌シタル町村長又ハ助役ニ之ヲ準用ス

效力如何等は第百九條以下に於て詳細なる規定をなしたり

町村は一己人と同じく借財をなすことを得然れども之のために町村の公益を害することを得ず町村が町村債として借財を爲すには必ず第百十一條第一項の理由に基きて同條第二項の手續を履むべし町村債をなすとして豫算内の支出をなすの必要に依り一時借財をなすに右の制限なし然れども此借入金は必ず其會計年度内に償還を終らすべきものとす

歳入歳出の豫算及決算

第百二十條 町村ノ支拂金ニ關スル時數ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依リ

第百二十一條 町村ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ検査シ且毎會計年度少クトモ二回臨時検査ヲ爲スヘシ

検査ハ町村長之ヲ爲シ臨時検査ニハ町村會ニ於テ選舉シタル議員二人以上ノ立會ヲ要ス

第百二十二條 町村ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以テ閉鎖ス

決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ證書類ヲ併セテ收入役ヨリ之ヲ町村長ニ提出スヘシ町村長ハ之ヲ審査シ意見ヲ付シテ次ノ通常豫算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ町村會ノ認定ニ付スヘシ

第六十七條第八項ノ場合ニ於テハ前項ノ例ニ依ル但シ町村長ニ於テ兼掌シタルトキハ直ニ町村會ノ認定ニ付スヘシ

決算ハ其ノ認定ニ關スル町村會ノ議決ト共ニ之ヲ都長ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

決算ノ認定ニ關スル會議ニ於テハ町村長及助役共ニ議長ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

及ひ其収入の方法を規定し茲には其收入したるものを支出するには之を如何にすべきかを定むるものなり

町村長は毎會計年度歳出歳入の見込を立て豫算なるものを作りて第百十三條に定められたる期間内に之を町村會に提出して其議決を求むべし而して町村會に於て議決したる豫算は町村歳入出の標準となるべきものにして其中殊に歳出は必ず此豫算の範圍内に於てなすべきものとす若し既に定まりたる豫算に對して追加又は更正をなさんとするときは町村長は必ず町村會に其案を提出して決議を求むることを要す而して直ちに郡長の許可を受く可し數年繼續

第百二十三條 豫算調製ノ式費目流用其ノ他財務ニ關シ必要ナル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

第六章 町村ノ一部ノ事務

第百二十四條 町村ノ一部ニシテ財産ヲ有シ又ハ營造物ヲ設ケタルモノアルトキハ其ノ財産又ハ營造物ノ管理及處分ニ付テハ本法中町村ノ財産又ハ營造物ニ關スル規定ニ依ルル法律勅令中別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ財産又ハ營造物ニ關シ特ニ要スル費用ハ其ノ財産又ハ營造物ノ屬スル町村ノ一部ノ負擔トス
前二項ノ場合ニ於テハ町村ノ一部ハ其ノ會計ヲ分別スヘシ
第百二十五條 前條ノ財産又ハ營造物ニ關シ必要アリト認ムルトキハ郡長ハ町村會ノ意見ヲ徵シテ町村條例ヲ設定シ區會又ハ區總會ヲ設ケテ町村會ノ議決スヘキ事項ヲ議決セシムルコトヲ得
第百二十六條 區會議員ハ町村ノ名譽職トス其ノ定數、任期、選舉權及被選舉權ニ關スル事項ハ前條ノ町村條例中ニ之ヲ規定スヘシ區總會ノ組織ニ關ス

すべき事件につき町村費を以て支拂すべきときは年々其支出額を定むるの勞を省き豫め各年度支出額を定め置くも妨なし斯る費用を繼續費と云ふ豫算は只其總見積りなるが故に事情の變動其他の原因に左右さるゝ収入支出を毫も過不足なく豫定するは到底出來得べきものにあらす茲に於てか其不足を補はんがため豫備費を設定することを第百十七條に於て明かにしたり

町村は又特別の事件に對する出納に關して他と關係せざる様獨立して特別會計を設くることを得
豫算が確定したるときは町村長は其原本を收入役に交付すべし而て收入役は

第七章 町村組合

第百二十九條 町村ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同處理スル爲其ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ町村組合ヲ設ケルコトヲ得此ノ場合ニ於テ組合内各町村ノ町村會又ハ町村吏員ノ職務ニ屬スル事項ナキニ至リタルトキハ其ノ町村會又ハ町村吏員ハ組合成立ト同時ニ消滅ス
町村ハ特別ノ必要アル場合ニ於テハ其ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ

町村制 町村組合

此決算及町村長の命に従いて支出すべきものにして其命令と豫算と抵觸する場合に其支出を如何にすべきか之れ第百十九條の定むる所なり町村の支拂義務に屬する支拂金は政府支拂金に干する時効に依りて消滅す
収入役をして不當の出納をなさしめしめんがためは町村長其の検査をなさしむ其検査に定期と臨時との二種あり定期検査は毎月期日を定めて之をなし臨時検査は何時にも月を定めずして爲す定期検査は町村長自ら之をなし臨時検査は町村會にて選舉したる二人以上之の職員立會にて之をなす豫算作成の方式費目流用其他財政に關する規則は内務大臣に於て定む

其ノ事務ノ全部ヲ共同處理スル爲町村組合ヲ設ケルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ組合内各町村ノ町村會及町村吏員ハ組合成立ト同時ニ消滅ス
公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ前二項ノ町村組合ヲ設ケルコトヲ得町村組合ハ法人トス
第百三十條 前條第一項ノ町村組合ニシテ其ノ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ共同事務ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ關係町村ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受ケヘシ
前條第二項ノ町村組合ニシテ其ノ組合町村ノ數ヲ減少セムトスルトキハ組合會ノ議決ニ依リ其ノ組合町村ノ數ヲ増加セムトスルトキハ其ノ町村組合ト新ニ加ハラムトスル町村トノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受ケヘシ公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル町村會又ハ組合會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ一部事務ノ爲設ケル組合ノ共同事務ノ變更ヲナスコトヲ得
第百三十一條 町村組合ヲ設ケルコトキハ關係町村ノ協議ニ依リ組合規約ヲ

決算 町村の出納は翌年度の六月末日迄に其決算をなし其後一ヶ月内に證書類を町村長に差出し町村長は意見を附して町村會に提出して其認定を求めべく其議決と共に郡長に報告すべし此報告をなすと同時に一般に知らしむるため其告示をなすことを要す之れ其決算を以て翌年度の豫算の標準となしむるも同時に収入役が不當の收支をなしたるや否やを検査し以て其責任解除をなすの方法也

町村の一部の事務

定メ府縣知事ノ許可ヲ受ケヘシ
組合規約ヲ變更セムトスルトキハ一部事務ノ爲ニ設ケル組合ニ在リテハ關係町村ノ協議ニ依リ全部事務ノ爲ニ設ケル組合ニ在リテハ組合會ノ議決ヲ經府縣知事ノ許可ヲ受ケヘシ
公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル町村會又ハ組合會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ組合規約ヲ定メ又ハ變更スルコトヲ得
第百三十二條 組合規約ニハ組合ノ名稱組合ヲ組織スル町村組合ノ共同事務及組合役場ノ位置ヲ定ムヘシ
一部事務ノ爲ニ設ケル組合ノ組合規約ニハ前項ノ外組合會ノ組織及組合會職員ノ選舉 組合吏員ノ組織及選任並組合費用ノ支辨方法ニ付規定ヲ設ケヘシ
第百三十三條 町村組合ヲ解カムトスルトキハ一部事務ノ爲ニ設ケル組合ニ於テハ關係町村ノ協議ニ依リ全部事務ノ爲ニ設ケル組合ニ於テハ組合會ノ議決ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受ケヘシ

町村制 町村組合

たるときは法令に別段の定めがある場合の外町村有の財産管理物に關する規定に従ふべきものにして其費用は其小部落に於て負擔す而して會計は町村の會計と別離するものとす

町村の各區は區會議員を置くことを得區長は各區に於て其選舉會議其他に關しては町村議員に關する規定を適用するの外町村條例を以て定むべし其不服に關して如何なる救済方法ありやは第二百二十六條以下に於て之を明かにす而して町村一部の事務に關して特別の規定を要するものは勅令の定むる所に依る

公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル町村會又ハ組合會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ町村組合ヲ解クコトヲ得

第三百三十四條 第三百三十條第一項第二項及前條第一項ノ場合ニ於テ財産ノ處分ニ關スル事項ハ關係町村ノ協議關係町村ト組合トノ協議又ハ組合會ノ議決ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受ケルベシ

第三百三十條第三項及前條第二項ノ場合ニ於テ財産ノ處分ニ關スル事項ハ關係アル町村會又ハ組合會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ府縣知事ノ決定ム

第三百三十五條 第二百二十九條第一項及第二百三十條第一項及第二項第三百三十一條第一項及第二項第三百三十三條第一項並前條第一項ノ規定ニ依リ府縣知事ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村組合ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

組合費ノ分賦ニ關シ違法又ハ錯誤アリト認ムル町村ハ其告知アリタル日ヨリ三月以内ニ組合ノ管理者ニ異議ノ申立ヲナスコトヲ得

町村組合

町村なる小地域を區別して自治の獨立をなまじむるは各地方の風俗習慣及び事狀に應じて其公益を増進せしむるため必要にして且便宜なるが故なり之れに因つて相異なる二個以上の町村が各其全部の事務を他町村と併合するは町村の獨立を失ひ其之を設けたる趣旨に反するか故に許すべきことにあらず然れども又一方に於ては或特別なる事件につき數町村が利害を共にする性質ある場合等は其事務を共同して處理せしむる方却つて種々なる點に於て便宜且つ利益とする場合あり斯る場合に應ぜしめんため町村組合なるものを設

町村なる小地域を區別して自治の獨立をなまじむるは各地方の風俗習慣及び事狀に應じて其公益を増進せしむるため必要にして且便宜なるが故なり之れに因つて相異なる二個以上の町村が各其全部の事務を他町村と併合するは町村の獨立を失ひ其之を設けたる趣旨に反するか故に許すべきことにあらず然れども又一方に於ては或特別なる事件につき數町村が利害を共にする性質ある場合等は其事務を共同して處理せしむる方却つて種々なる點に於て便宜且つ利益とする場合あり斯る場合に應ぜしめんため町村組合なるものを設

委員會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定及裁決ニ付テハ組合ノ管理者ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三百三十六條 町村組合ニ關シテハ法律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外町村ニ關スル規定ヲ適用ス

第八章 町村ノ監督

第三百三十七條 町村ハ第一次ニ於テ郡長之ヲ監督シ第二次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ第三次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス

第三百三十八條 本法中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外町村ノ監督ニ關スル郡長ノ處分ニ不服アル町村ハ府縣知事ニ訴願シ其裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第三百三十九條 本法中行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

町村制 町村ノ監督

くることを第百二十九條に於て許した
り同條に依りて設けたる町村組合は法
人として獨立に權利義務の主体となる
ことを得

町村組合を設くるに關係町村の協議を
要するときは町村の獨立を傷くるの恐な
からんためなり而して組合會議の組
織事務管理の方法殊に其費用の支辨方
法及び分擔の割合はほめ此町村制を以
て一定せず實際の便宜に従ひ規約を以
て其方法を制定すべきものとす

町村組合の數又は共同事務を變更する
に如何なる手續を履むべきかは第百三
十條に明かにせり組合規約の制定變更
は第百三十一條に依る而して組合規約

第百四十條 異議ノ申立又ハ訴訟ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ

二十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限
ニ在ラズ
行政訴訟ノ提起ハ處分決定裁定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ
爲スヘシ

異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴訟法ノ規定ニ依ル
異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宿怨スヘキ理由アリト認ムルトキハ仍之
ヲ受理スルコトヲ得

異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ由立人ニ交付スヘシ
異議ノ申立アルニ處分ノ執行ハ之ヲ停止セズ但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ
又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

第百四十二條 監督官廳ハ町村ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ
爲シシメ、書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ視察シ又ハ出納ヲ檢閲スル
コトヲ得

監督官廳ハ町村ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

上級監督官廳ハ下級監督官廳ノ町村ノ監督ニ關シテ爲シタル命令又ハ處分
ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第百四十二條 内務大臣ハ町村會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

町村會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ヲ選舉スヘシ
第百四十三條 町村ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命ス
ル費用ヲ豫算ニ載セサル下キハ郡長ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フ
ルコトヲ得

町村長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ郡長又ハ其ノ
委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ町村ノ負擔
トス

前二項ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村長其ノ他ノ吏員ハ府縣知事ニ訴願シ
其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百四十四條 町村長、助役、收入役又ハ副收入役ニ故障アルトキハ監督官
廳ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ
得

町村制 町村ノ監督

一三五

には組合の名稱組織町村目的事務所の
位置を定め或一部の事務のため設くる
組合にありては其規約に第百三十二條
第二項に列擧されたる事項を規定すべ
し

町村組合が其目的を終了せるか成功不
能となりたるか又其他の原因に因り其
組合關係を解かんとするには第百三十
三條の手續を履むべし

町村組合の財産處分を如何にすべきか
は第百三十四條に於て明かにし町村組
合の設立解散其他に關して不服ある場
合及び組合財産の處分に異議あるとき
如何なる救済ありや第百三十五條に
於て規定せり而して組合に關して通常

一三四

此法律を適用すべきものなれども特別の法令を以て之に異りたる定をなしたるときは其特別法令に従ふ

町村の監督

自治は市町村なる團體固有の

目的より立言したるものにして廣く國家の目的より立言するときは自治も亦國家の公務の一部にして國家の公務以外に全く獨立したる自治事務なるものあることなし故に國家は其置位より生ずる當然の結果として地方團體の一たる市町村に對して行政上の監督をなす

國家は法令の定むる所に依りて此監督を行ふ町村に對する其監督官廳は第一

但シ官吏ヲ派遣シタル場合ニ於テハ其ノ旅費ハ町村費ヲ以テ辨償セシムルハ

臨時代理者ハ有給ノ町村吏員トシ其ノ給料額旅費額等ハ監督官廳之ヲ定ム

第百四十五條 左ニ掲ケル事件ハ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一 町村條例ヲ設ケ又ハ改廢スル事

二 學藝美術又ハ歴史上貴重ナル物件ヲ處分シ又ハ之ニ大ナル變更ヲ加フ

第百四十六條 左ニ掲ケル事件ハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一 町村債ヲ起シ或起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル事但第百四十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラス

二 特別稅ヲ新設シ増額シ又ハ變更スル事

三 間接國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事

四 使用料手数料及加入金ヲ新設シ増額シ又ハ變更スル事

第百四十七條 左ニ掲ケル事件ハ都長ノ許可ヲ受クヘシ

一 基本財産ノ管理及處分ニ關スル事

二 特別基本財産及積立金等ノ管理及處分ニ關スル事

三 第九十條ノ規定ニ依リ習慣ヲ變更又ハ廢止スル事

四 寄附又ハ補助ヲ爲ス事

五 不動産ノ管理及處分ニ關スル事

六 均一ノ稅率ニ依ラスシテ國稅又ハ府縣稅ノ附加稅ヲ賦課スル事

七 第百二條第一項第二項及第四項ノ規定ニ依リ數人又ハ町村ノ一部ニ費用ヲ負擔セシムル事

八 第百四條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ

ニ對シ賦課ヲ爲ス事

九 第百五條ノ準率ニ依ラスシテ夫役現品ヲ賦課スル事但シ急迫ノ場合ニ

賦課スル夫役ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

十 繼續費ヲ定メ又ハ變更スル事

第百四十八條 監督官廳ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ監督官廳ハ許可申請ノ

趣旨ニ反セスト認ムル範圍内ニ於テ更正シテ許可ヲ與フルコトヲ得

第百四十九條 監督官廳ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ

を來したることなきや否やを監視する

町村制 町村ノ監督

次部長第二次府縣知事第三次内務大臣とす尙大藏大臣も或場合には監督權を有することあり又特別の事件に關しては郡參事會府縣參事會及行政裁判所も縣廳の裁決訴訟の裁判等に依りて間接に町村の監督をなす

町村行政に對する一般監督の事につきては本法第八章に於て規定し特別なる場合に關しては各場合につき定めたり而して其規定たるや頗る明細詳密なるが故に茲に其説明を省く

町村の行政監督は何の必要ありて認めたるやと云ふに其目的は法令に違反なきや否やを監視し事務の混亂又は滯滞を來したることなきや否やを監視する

と同時に公益の妨害をなすものを防ぎ、殊に町村の實力を保持し以て自治の基礎を強固にし益々自治をして健全なる發達を遂げしめんがため引ひては國家公共の福利を増進せしめんがためなり懲戒處分、之れ監督權行使の一にして此處分は町村吏員をして忠實に誠意を以て専心其職務に従事せしむるため極めて必要な制度にして若し此制度にしてなからんか常に人民は町村吏員を疑ひ安んじて町村吏員のなす所に一任すること能はざるに至り町村の行政をして圓滑なる發達を望むこと能はず又誠實に其職務を行はんとするも時とし

其の許可の職權ヲ下級監督官廳ニ委任シ又ハ輕易ナル事件ヲ限リ許可ヲ受クシメサルコトヲ得
第五百十條 府縣知事又ハ郡長ハ町村長、助役、收入役、副收入役、區長、區長代理者、委員其ノ他シ町村吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス但シ町村長、助役、收入役及副收入役ニ對シ解職ハ懲戒審査會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ行フ懲戒審査會ハ内務大臣ノ命シタル府縣高等官三人及府縣名譽職參事會員ニ於テ互選シタル者三人ヲ以テ其ノ會員トシ府縣知事ヲ以テ會長トス知事故障アルトキハ其ノ代理者會長ノ職務ヲ行フ
府縣名譽職參事會員ノ互選スヘキ會員ノ選舉補關及任期並懲戒審査會ノ召集及會議ニ付テハ府縣制中名譽職參事會員及府縣參事會員ニ關スル規定ヲ準用ス但シ補充員ハ之ヲ數クルノ限ニ在ラス
解職ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ郡長ノ處分ニ付テハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキ又ハ府縣知事ノ處分ニ付テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

ては其執行上意思の失錯を來すことなきを保せず斯る場合を同しく罰すべきものとせんか町村吏員にして進んで其職務を取らざるに至るべし故に町村吏員に對し制裁として加ふる懲戒處分は例へば不品行に流れ或は職務の執行を怠慢し又は不正の行爲をなしたる場合ならざる可らず而して各場合に關して如何なる手續に依り如何なる制裁を加ふべきか其效果如何は第五十條の明かにする所にして町村吏員の遵守すべき服務紀律人民に民事上の損害を加へたるに依り其賠償をなすべき責任其先行を妨かんかための身元保證金及び前任者より後任者に事務を引繼ぐ

府縣知事ハ町村長、助役、收入役及副收入役ノ解職ヲ行ハムトスル前其ノ停職ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停職期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得
懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間市町村ノ公職ニ選舉セラレ又ハ任命セラレルコトヲ得
第五百十一條 町村吏員ノ服務紀律、賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
前項ノ命令ニハ事務引繼ヲ拒ミタル者ニ對シ二十五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クコトヲ得
第九章 雜則
第五百十二條 郡長ノ職權ニ屬スル事件ニシテ數郡ニ涉ルモノアルトキハ府縣知事ハ關係郡長ノ具狀ニ依リ其事件ヲ管理スヘキ郡長ヲ指定スヘシ其ノ數府縣ニ涉ルモノアルトキハ内務大臣ハ關係府縣知事ノ具狀ニ依リ其ノ事件ヲ管理スヘキ郡長ヲ指定スヘシ
第五百十三條 府縣知事又ハ府縣參事會ノ職權ニ屬スル事件ニシテ數府縣ニ

場合に関する箇条の規定は監督官廳が命令を以て之を定むべきものとす而して事務引繼に關しては往々自己の悪弊の暴露せんことを恐れて其引繼を拒む者なきを保せず故に之を妨かんため過料に關する規定を監督官廳の命令中に定むることを得ざりたり

雜則

以上を以て町村制の全體を説明し終り然れども右の規定によりて自治及び監督をなすに如何にしてべきや疑はしき點點あるを以て雜則に於て其疑ひを氷解したり例へば第百五十二條及び第百五十三條に掲げたる如く制限の不明なるべきは如何にすべきか人口は如何に

シモノアルトキハ内務大臣ハ關係府縣知事ノ具狀ニ依リ其ノ事件ヲ管理スヘキ府縣知事又ハ府縣委員會ヲ指定スヘシ

第百五十四條 第十一條ノ人口ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第百五十五條 本法ニ於ケル直接税及間接税ノ種類ハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第百五十六條 町村又ハ町村組合ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ町村ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十七條 本法ハ北海道沖繩縣其ノ他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セシ

前項ノ地域ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ本法ニ代ハルヘキ制ヲ定ムルコトヲ得

附則 第百五十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十九條 本法施行ノ際現ニ町村會議員、區會議員又ハ全部事務ノ爲ニ設ケル町村組合會議員ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ル最近ノ定期改選期

て定むるか直接税と間接税とは如何にして區別するか等其他數點に干して詳細なる規定を設けたり

附則

茲には又本法施行期以前に町村會議員たる資格を得て本法施行の際現に町村會議員たるものは本法により選舉方法及び任期が舊法の變更されし結果其資格に如何なる影響を及ぼすべきか本法に於て種々なる場合に其資格を定むる要件として舉げられたる刑法の改正に依る刑名の變更を來したる結果如何なる標準に依りて資格の有無を定むべきかを明かにしたり尙此法律施行のため必要の事項は別に命令を以て之を定め得ることとせり

ニ於テ總テ其ノ職ヲ失フ

第百六十條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス但シ復讐ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本法ノ適用ニ付テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス

第百六十一條 本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一條 市制町村制施行前舊市制町村制ニ依リ爲シタル手續其他ノ行爲ハ本
 令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ市制町村制ニ依リ爲シタルモノト
 看做ス
 第二條 町村ノ境界ニ關スル爭論ニシテ郡參事會ニ於テ受理シタルモノハ之
 ナ府縣參事會ニ於テ受理シタルモノト看做ス其郡參事會ニ於テ爲シタル裁
 決ニ不服アル者ハ從前ノ規定ニ依ル訴願期間内ニ府縣參事會ノ裁定ヲ請フ
 コトヲ得
 郡參事會ノ裁決ニ不服アルカ爲府縣參事會ニ於テ爲シタル訴願ハ之ヲ其裁
 定ヲ請ヒタルモノト看做ス
 市町村ノ境界ニ關スル爭論ニ付府縣參事會ノ爲シタル裁決ハ之ヲ裁定ト看
 做ス
 第三條 町村名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其職ヲ辭シ若クハ其職務ヲ實際ニ執行
 セサルカ爲受ケタル町村公民權停止及町村費増課ノ處分ニ關スル訴願ニシ
 テ郡參事會ニ於テ受理シタルモノハ之ヲ府縣參事會ニ於テ受理シタルモノ
 ト看做ス

市町村制施行細則

(明治四十四年九月勅令第二四三號)
市制町村制施行ニ付スル件

施行細則の要旨

(一)原則として改正法實施前又は現
 行法に於てなしたる手續其他の行爲
 は、此勅令に正式の規定を設くへし
 とある場合を除くの外、總て改正法
 に依て爲したるものと見做す
 (二)市町村の營造物に關する従前の
 市町村規則中法律改正の結果市町村
 條例を以て之を改定せざるへからさ
 るものも、此勅令に於て別に改正の
 手續を要せず、市町村條例と同一の
 效力あるものと認む

第一條 市制町村制施行前舊市制町村制ニ依リ爲シタル手續其他ノ行爲ハ本
 令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ市制町村制ニ依リ爲シタルモノト
 看做ス
 第二條 町村ノ境界ニ關スル爭論ニシテ郡參事會ニ於テ受理シタルモノハ之
 ナ府縣參事會ニ於テ受理シタルモノト看做ス其郡參事會ニ於テ爲シタル裁
 決ニ不服アル者ハ從前ノ規定ニ依ル訴願期間内ニ府縣參事會ノ裁定ヲ請フ
 コトヲ得
 郡參事會ノ裁決ニ不服アルカ爲府縣參事會ニ於テ爲シタル訴願ハ之ヲ其裁
 定ヲ請ヒタルモノト看做ス
 市町村ノ境界ニ關スル爭論ニ付府縣參事會ノ爲シタル裁決ハ之ヲ裁定ト看
 做ス
 第三條 町村名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其職ヲ辭シ若クハ其職務ヲ實際ニ執行
 セサルカ爲受ケタル町村公民權停止及町村費増課ノ處分ニ關スル訴願ニシ
 テ郡參事會ニ於テ受理シタルモノハ之ヲ府縣參事會ニ於テ受理シタルモノ
 ト看做ス

市町村制細則

を定めたり
市町村税の賦課 二箇以上の
市町村に跨る個人若しくは法人に
附加税を附加する場合に就ては従来
單に當該市町村の管轄内に於ける營
業に對して賦課し得ることを定めたる
のみならずを以て其分配に付き往々
紛議を生ずるの虞ありたり左れば
今同勅令を以て此の如き場合には關
係市町村長の間に協議を爲さしめ若
し協議纏らざる場合は縣知事若しくは
内務大臣の裁決を仰かしむ
ることせり鐵區税賦課若しくは
土地家賃物件又は營業所を有する營
業以外の收入に對する課税に就ても
夫れこの規定を設けたり
國稅徵收法の准用 市町村稅
務は租稅開始の場合に租稅人をして
繼承せしめ得べきものなりや又た共

第十五條 市町村制施行前市町村稅ノ賦課又ハ市町村ノ營造物市町村有財
產若ハ其所得ヲ使用スル權利ニ關シ市參事會又ハ町村長ニ申立テタル訴願
ハ之ヲ市長又ハ町村長ニ爲シタル異議ノ申立ト看做シ其爲シタル裁決ニ不
服アル者ハ從前ノ規定ニ依ル訴願期間内ニ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ
得
前項ノ事件ニ關スル訴願ニシテ郡參事會ニ於テ受理シタルモノハ之ヲ府縣
參事會ニ於テ受理シタルモノト看做シ其郡參事會ニ於テ爲シタル裁決ニ不
服アル者ハ從前ノ規定ニ依ル訴願期間内ニ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得
市町村制施行前市町村ノ營造物市町村有財產又ハ其所得ヲ使用スル權利
ニ付爲シタル處分ニ對スル異議ハ從前ノ規定ニ依ル訴願期間内ニ之ヲ申立
テハシ
第十六條 手数料ノ徵收及市町村稅ノ滯納處分ニ關スル訴願ニシテ郡長又ハ
府縣知事ニ於テ受理シタルモノハ之ヲ府縣參事會ニ於テ受理シタルモノト
看做ス其内務大臣ノ受理シタルモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル
市町村制施行前ノ手数料ノ徵收ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル訴願期間内ニ市
町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得其郡長ニ於テ爲シタル訴願ノ裁決ニ不
服アル者ハ從前ノ規定ニ依ル訴願期間内ニ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得
其府縣知事ニ於テ爲シタル裁決ハ府縣參事會ニ於テ爲シタル裁決ト看做ス

有財產に對する課税は共有者の連帶
義務なり否や若しくは納稅義務者
破産の場合に市町村稅は國稅同様私
法上の債權に對して優先權を有する
や否や等は該制に於て明確の規定を
缺けるを以て今同市町村稅の徵收に
も國稅徵收法の規定を準用し國稅と
同様の取扱を受くることとなれり
市町村の財務 市町村は従來何
て各市町村に於ける會計事務の組織
區々にして一定する所なかりしを
依て今同勅令を以て一定の準則を示
し市町村財務の整備を期するに共
其監督に資せんことを
吏員服務規律 自治體の吏員に
規律の設けられたるものなかりしも
自治體行政の現状に見て其必要を認
めたり規定の内容は大體官吏の服務
規律に準じ然かも其事項を平易了解

市町村制施行前市町村稅ノ滯納處分又ハ町村稅ノ滯納處分ニ關スル郡
長ノ裁決ニ不服アル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス
第十七條 市町村ノ一部ニ屬スル財產又ハ營造物ニ關シ區會又ハ區總會ヲ設
クルカ爲メ市町村條例ノ設定ニ付府縣參事會又ハ郡參事會ヨリ内務大臣ニ
提出シタル申請ハ之ヲ府縣知事又ハ郡長ノ申請ト看做ス
第十八條 町村組合ヲ解カントスルノ申請ニシテ郡長ニ於テ受理シタルモノ
ハ之ヲ府縣知事ニ於テ受理シタルモノト看做ス
第十九條 舊市制第十六條第一項ノ府縣參事會ノ處分又ハ裁決ニ不服アル
者ハ從前ノ規定ニ依ル訴願期間内ニ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
舊町村制第二十條第一項ノ郡參事會ノ處分又ハ裁決ニ對スル訴願ニシテ
府縣參事會ニ於テ受理シタルモノハ府縣知事ニ於テ受理シタルモノト看做
ス其ノ府縣參事會ニ於テ爲シタル裁決ニ不服アル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ
準用ス
前項郡參事會ノ處分又ハ裁決ハ郡長ニ於テ爲シタル處分ト看做シ之ニ不服
アル者ハ從前ノ規定ニ依ル訴願期間内ニ府縣知事ニ訴願スルコトヲ得
舊市制第十六條第一項又ハ舊町村制第二十條第一項ノ郡長又ハ府縣知
事ノ處分又ハ裁決ニ不服アルカ爲提起スル訴願ノ期間ニ付テハ從前ノ規定
ニ依ル

たるものは市町村制施行後に於ても
仍ほ許可を要せざるものとす

テ鎮區稅(砂鎮區稅ヲ含ム)ノ附加稅ヲ賦課セントスルトキハ鎮區ノ屬スル
地表ノ面積ニ依リ其本稅額ヲ分割シ其一部ニノミ賦課スヘシ
市町村ノ内外ニ於テ鎮業ニ關スル事務所其他ノ營業所ヲ設ケタル場合ニ於
テ鎮業稅ノ附加稅ヲ賦課セントスルトキハ前條ノ例ニ依ル鎮區カ營業所所
在ノ市町村ノ内外ニ涉ル場合亦同シ
第三條 住所滞在市町村ノ内外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業
所ヲ設ケタル營業ヨリ生スル收入ニ非サルモノニ對シ市町村稅ヲ賦課セン
トスルトキハ其收入ヲ平分シ其一部ニノミ賦課スヘシ
前項ノ住所又ハ滞在在其時ヲ異ニシタルトキハ納稅義務ノ發生シタル翌月ノ
初ヨリ其消滅シタル月ノ終迄月割ヲ以テ賦課スヘシ但シ賦課後納稅義務者
ノ住所又ハ滞在ニ異動ヲ生スルモ賦課額ハ之ヲ變更セス其新ニ住所ヲ有シ
又ハ滞在スル市町村ニ於テハ賦課ナキ部分ニノミ賦課スヘシ
附則
本令ハ明治四十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ明治四十四年度ノ課稅
ニ關シテハ從前ノ例ニ依ル

明治四十四年十一月八日印刷
明治四十四年十月廿一日發行

正價金壹圓參拾錢

著 者 林 增 之 丞

發 行 者 東京市神田區今川小路二丁目十五番地
深 谷 善 三 郎

印 刷 者 東京市麴町區飯田町二丁目六十八番地
三 村 勘 市

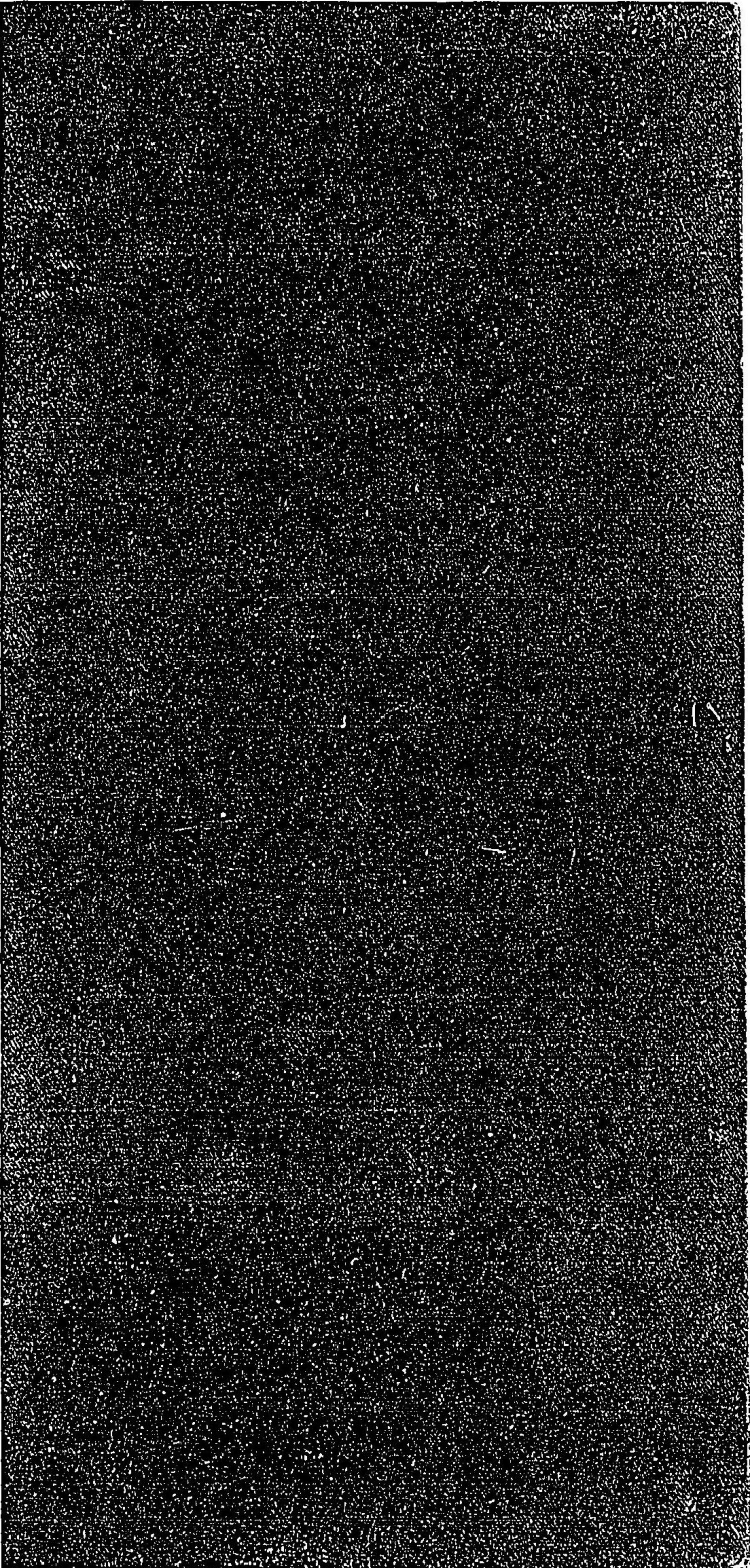
複 製 不 許

發 行 所

東京市神田區今川小路二丁目十五番地
振替口座東京一三八六三番
大阪市南區心齋橋筋二丁目五番地
振替口座大阪二五六〇番
深 谷 中 央 堂
名 倉 昭 文 館

268

598



禁電子式複写

268

593

031152-000-1

CZ-5-083

六法全書 (模範註解書式)

林 增之丞 / 編

M44

BBC-1233



